

令和元年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

令和2年2月

京 都 市



令和 2 年 2 月  
京 都 市

令和元年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から提出された「令和元年度公共事業の評価に関する意見書」を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

## 記

### 1 全体について

再評価の対象となった4事業のうち3事業の対応方針は、別紙1のとおり「事業継続」とし、引き続き事業の進捗を図る。また、平成20年度に事業を休止していた1事業については、未買収地の買収と完成形整備による事業完了が見込める状況となったことから「事業再開」とする。

事後評価の対象となった1事業の対応方針は、別紙2のとおり今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要とする。

また、事業の実施に当たっては、公共事業への理解を深めていただけるよう、的確に情報発信を行っていく。

### 2 個別事業について

#### <再評価>

#### (1) 街路事業 深草大津線

本事業は、JR奈良線の複線化に合わせ、前後区間の道路を拡幅整備することにより、車両交通の円滑化や歩行者通行の安全確保、地域住民の生活環境の向上に資することを目的としたものである。

事業の進捗について、用地買収予定地の境界確定の難航から、歩道等の一部を暫定整備した状態で平成20年度から事業休止としていたが、未買収地の買収と完成形整備による事業完了が見込める状況となったことから、事業を再開する。

## (2) 道路事業 一般国道477号(大布施拡幅)

本事業は、緊急輸送道路に指定されている一般国道162号と367号を東西に結ぶ重要な路線である一般国道477号において、幅員が狭い箇所や見通しの悪い箇所を解消するため、橋梁及びトンネルを新設することにより、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

「今後の道路整備事業の進め方」に基づき、令和2年度までは、事業進捗を見送る路線であるが、事業区間の約7割を占める供用済区間に続き、未完成区間を整備することにより、防災機能の強化と冬期の積雪時や路面凍結時における交通安全面の更なる向上を図ることができることから、未完成区間の再着手を目指す。

## (3) 道路事業 一般国道162号(川東拡幅)

本事業は、右京区京北地域と京都市街地を結ぶアクセス道路として重要な路線である一般国道162号において、落石等に備えた災害防除が必要な区間や、急カーブによる見通しの悪い区間を回避するため、橋梁及びトンネルの新設によるバイパス構造とすることで、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

事業区間のうち、第1工区は完成して供用しているが、未完成の第2工区には、災害防除が必要な区間や急カーブ及び幅員狭小な区間が残されている。

本路線は、第1次緊急輸送道路に指定されており、防災機能の強化と安全かつ円滑な交通の確保を図るための整備を進めていく必要があることから、更なる事業進捗を図る。

## (4) 河川事業 新川

本事業は、流域の宅地化の進行に伴う保水及び遊水機能の低下により、雨水の流出量が増大しているため、河川の断面を拡大する改修を行うことで、浸水被害の防除を図るものである。

本河川の未改修区間である上流部では、浸水被害の防除をより一層推進するため、引き続き河川改修を着実に進めていく必要があることから、安全面及び緑化等の環境面に配慮しながら、更なる事業進捗を図る。

## ＜事後評価＞

### （１）街路事業 京阪本線淀駅付近立体交差化事業

本事業は、踏切による遮断が周辺地域の円滑な交通の妨げとなっている京阪本線淀駅付近において、鉄道を高架化し踏切を除却することで交通渋滞の緩和と安全性の確保を図るとともに、側道を整備することで、鉄道高架化による周辺地域への環境影響の緩和及び生活道路として利便性の向上を図るものである。

本事業によって、歩行者及び車両等の安全で円滑な交通が確保されたことや交通渋滞の緩和、利便性の向上等、事業効果の発現を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない。」とする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

## 令和元年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業  
 ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業  
 ④ 事業休止している事業のうち、事業再開又は事業中止しようとする事業  
 ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	進捗率 (H31.3)	対応方針
街路事業	1	深草大津線	延長 L=270m 幅員 W=12.0m	S62	④	33	99.2%	事業再開
道路事業	2	一般国道477号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0m	H2	③	30	67.3%	事業継続
	3	一般国道162号 (川東拡幅)	延長 L=2,150m 幅員 W=7.5~ 9.0m	H12	③	20	44.5%	事業継続
河川事業	4	新川	延長 L=890m 幅員 W=6.0m	H7	③	25	80.5%	事業継続

## 令和元年度 事後評価対象事業一覧

## 事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業のうち、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
街路事業	1	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	延長 L=2,020m	H11	①	H26	今後の事後評価, 改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要